

保険料の納付が困難なときには 相談してください

問合せ 市役所国保年金課
(西館1階 ☎51・2290)

国民年金保険料の **全額免除** **4分の3免除** **半額免除**
4分の1免除 **若年者納付猶予** **学生納付特例** 制度があります。



国民年金は20歳から60歳になるまでの40年間加入します。失業や事業の廃止、災害や経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、申請して国の審査で承認されれば、保険料の納付が免除または猶予されます。
※任意加入被保険者の方は対象となりません

あなたの
国民年金

制度名	申請免除				若年者納付猶予	学生納付特例
	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除		
保険料(月額)	納めなくてよい	3,760円	7,510円	11,270円	納めなくてよい	納めなくてよい
老齢基礎年金受取額 (全額納付との比較)	2分の1	8分の5	8分の6	8分の7	受取額はありませぬ	受取額はありませぬ
対象者	20歳以上60歳未満の第1号被保険者(学生を除く)				20歳以上30歳未満の第1号被保険者(学生を除く)	20歳以上60歳未満の学生(第1号被保険者)
承認の期間	7月～翌年6月					4月～翌年3月
手続き場所	住民票のある市区町村の国民年金担当の窓口で申請してください (豊橋市では国保年金課、または各窓口センターで申請手続きができます)					
必要な書類	年金手帳、認印、必要に応じて公的機関の証明など					年金手帳、認印、 学生証または在学証明書
所得審査の対象者	本人、配偶者、世帯主				本人、配偶者	本人
審査基準所得 (右記計算額より低い方)	全額免除の場合 / (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円 4分の3免除の場合 / 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 半額免除の場合 / 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等 4分の1免除の場合 / 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等				全額免除の場合と同じ	半額免除の場合と同じ
受給資格期間	承認期間は未納期間ではなくなり、老齢基礎年金の受給資格期間として算入されます					
「もしも」の時に	障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間として算入されます					
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 4分の3免除、半額免除、4分の1免除承認の場合、減額後の保険料を納められないと未納期間となります 年金の受取額(支給率)は、平成21年度から引き上げられました 原則、毎年申請が必要です 失業や事業の廃止の理由で申請する場合は、雇用保険受給資格者証(写)、雇用保険被保険者離職票(写)が必要です 申請免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた場合、承認後10年以内はさかのぼって納付できます 					

法定免除制度

生活保護を受けている方および障害基礎年金(2級以上)を受けている方などに適用されます。申請すると、国民年金保険料が免除されます。申請免除されている方でも、法定免除への切り替えが必要となります。なお、生活保護が廃止された場合は、法定免除から申請免除に切り替える必要があります。自動的に申請免除への切り替えはできませんので、必ず申請免除の手続きをしてください。生活保護が廃止された以降、申請免除の手続きをしないと国民年金保険料を納付しないかぎり、保険料は未納扱いとなりますので注意してください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の利用について

国民年金保険料を社会保険料控除として年末調整や確定申告する際、証明書や領収書などの添付または提示が義務付けられています。11月上旬に日本年金機構より送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を利用してください。

問合せ 豊橋年金事務所 ☎33・4118

市トピックス

パブリックコメントの流れ



パブリックコメント(市民意見提出制度)をご存知ですか？

問合せ先 行政課 ☎51・2030 http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_sounu/gyousei/pubcome/

パブリックコメントとは、市民生活に広く影響を及ぼす市の基本的な計画や条例などを策定しようとする時に、

③市の基本方針を定める計画、広く市民生活に影響を与える基本方針などを定めるもの

素案の段階で公表し、広く公(パブリック)に対して意見(コメント)を求める手続きです。寄せられた意見を参考にして最終的な決定をするともに、その意見への市の考え方を公表します。パブリックコメントは市民のみならず、

④前記のほか、必要と認めるもの

大きな役割を持った制度です。市民協働による市政を進めるため、積極的に意見をお寄せください。

■**制度の対象となる政策は？**
 ①基本的な制度または方針を定めることを内容とする条例
 (例)情報公開条例、市民協働推進条例など
 ②市民などに義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例
 (例)市税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する事項を除く
 (例)火災予防条例、屋外広告物条例など

■**制度の対象となる政策は？**
 ①基本的な制度または方針を定めることを内容とする条例
 (例)情報公開条例、市民協働推進条例など
 ②市民などに義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例
 (例)市税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する事項を除く
 (例)火災予防条例、屋外広告物条例など

■**どんな人が意見を提出できるの？**
 市内在住・在学・在勤などの方、またはその案件に利害関係のある方などが意見を提出できます。
 ■**どうやって意見を提出するの？**
 住所、氏名、連絡先を記入し、担当課へ持参または郵送・ファックス・Eメールなどで提出してください。

■**結果の報告はどうなっているの？**
 いただいた意見と、それに対する市の考え方は、素案と同じ方法で公表します。なお、意見をいただいた方一人ひとりに直接回答することはありません。



シティプロモーション通信

「ふるさと再発見ガイドブック」に活用するため
みなさんの市電への「想い」を募集します

「市電」をテーマとして、来年3月に発行予定の「ふるさと再発見ガイドブック」知るほど豊橋その「八」に活用するため、みなさんの市電への「想い」を募集します。

お答えいただいた内容をすべて掲載することは難しいですが、できるだけ整理して参考にし、記事に反映したいと考えています。なお、難しい文字などは分かりやすい表現に変更します。また、氏名などの個人が特定できる情報は記載しません。

■募集テーマ

①あなたと市電との出会い
 初めて市電に乗った(見た)のはいつ、どんなときですか、あなたの記憶の中に残る市電について。

②どんなときに市電を利用していますか？
 日常の足として利用している方だけでなく、今までに1回しか乗ったことがないという方も。

③市電に関わる素敵な想い出やエピソードがあったら教えてください
 ④あなたから市電へのリクエスト
 こうなればもっと利用する、楽しくなるなど。

応募方法 12月28日(必着)までに、はがき、またはEメールでテーマ番号、内容、住所、氏名、年齢、電話番号を広報広聴課(〒440-8501住所不要) kohokochi@city.toyohashi.jp **問合せ先** 広報広聴課 ☎51・2090 <http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu-kikaku/kohokochi/>